

# 商店街対象の支援メニュー

市内の商店街を対象とした支援事業です。  
賑わいづくりや環境整備など、各商店街の実情に合わせてご利用ください。

## ◆商店街おもてなし推進事業

### 振興イベント

商店街振興や地域住民とのふれあい促進を目的としたイベントの開催費用の一部を補助します。

補助対象	補助金	
	補助率	限度額
・まつり、縁日、七夕 ・振興イベント ・イルミネーション・ライトアップ ・スタンプラリー など	単独開催	
	1/3	200万円
	複数の商店街による合同開催	
	1/3に10万円を上乗せ	210万円× 商店街数

### 活性化戦略事業

商店街振興プランの作成や活性化のための戦略的事業を行う費用の一部を補助します。

補助対象	補助金	
	補助率	限度額
・商店街振興プラン作成 ・商店街マップ作成 ・商店街HP作成 ・商店街IT講習会の実施 など	1/2	200万円

## NEW! ◆商店街外国人対応支援事業

対象 中心市街地区域の商店街

商店街での外国人旅行者の買い物環境を向上し、誘客を促進するための費用の一部を補助します。

補助対象	補助金		補助要件等
	補助率	限度額	
・商店街マップ、HP等の外国語表記 ・商店街エリアのWi-Fi整備 ・クレジットカード決済への対応 ・免税への対応(専用レジ設置等) ・商店街インバウンド戦略策定 など	1/2	200万円	・金沢市商店街連盟に加盟する 中心市街地の商店街

## ◆商店街共同施設設置費補助事業

商店街の街路灯や防犯カメラ、アーケードの設置・改修などに係る費用の一部を補助します。

補助対象	補助金		補助要件等
	補助率	限度額	
・街路灯や防犯カメラ、アーケードの設置 ・LEDへの切り替え など	収益施設		・収益施設：駐車場等 ・非収益施設(一般)：アーチ、看板等 ・同(社会課題対応)：街路灯、防犯カメラ アーケード等
	25%	1億5,000万円	
	非収益施設		
	一般：25% 社会課題対応：35%	1億5,000万円	

## ◆商店街来街者利便施設整備事業

駐輪場や休憩施設など、商店街来街者の利便性向上につながる非収益施設の設置・改装・管理運営に係る費用の一部を補助します。

補助対象	補助金		
	補助率	限度額	期間
空き地・空き店舗借上料	1/2	100万円/年	3年間
改装費		100万円	-
管理運営費		50万円/年	3年間

## ◆商店街等消雪装置電気料補助事業

商店街が設置した消雪装置の電気料金の一部を補助します。

補助対象	補助金	
	補助率	限度額
前年度の12月から翌年3月までの間の消雪装置に係る電気料	1/2	250万円

# 商店街／個店支援メニュー

商店街または商店街に加盟する個店を対象とした支援事業です。  
中心市街地の商店街、郊外の商店街向けに地域の特性を活かした支援を行っています。

## ◆中心市街地出店促進事業

地域 中心市街地区域の商店街エリア

商店街の賑わいを向上させるため、中心市街地の空き店舗への出店者に対し、条件に当てはまる場合に  
出店奨励金の支給及び家賃の一部を補助します。

補助対象	補助金			補助要件等
	補助率	限度額	期間	
出店奨励金	定額	50万円	1年間	・小売、一般飲食、理容、美容業 ・1階路面で6ヶ月以上空き店舗 への新規出店(移転は対象外) ・商店街からの推薦
空き店舗借上料	1/4	50万円/年	2年間	

## ◆中心市街地ファサード等整備事業

対象 中心市街地区域の商店街および個店

商店街のコンセプトや景観に配慮したファサード(店舗の外装部分等)の整備費を一部補助します。

補助対象	補助金			補助要件等
	補助率	限度額	期間	
ビル1・2階 ファサード整備費	1/2	1商店街につき 1000万円/年 (1店舗につき200万円/年)	3年間	・商店街の主たる道路沿い ・まちづくり協定や商店街振興プランに基づく整備 ・路面外壁及びショーウィンドー ・商店街単位での申請が必要

## ◆地域商店街出店支援事業

地域 中心市街地区域を除く商店街エリア

商店街の機能強化を図るため、住民の利便性向上につながる業種の出店者を  
空き店舗に誘致する際に、出店奨励金の支給及び家賃の一部を補助します。

補助対象	補助金			補助要件等
	補助率	限度額	期間	
出店奨励金	定額	50万円	1年間	・商店街の構成店舗が空き店舗となってから1年以内 の当該店舗への出店 ・小売、一般飲食、生活関連サービス業の中で商店 街が誘致する業種
空き店舗借上料	1/4	50万円/年	2年間	

## ◆地域商店街「りくつな商店」奨励事業

対象 中心市街地区域を除く商店街および個店

商店街のコミュニティ機能の向上や少子高齢化への対応を目的とした店舗改装、  
宅配など地域ニーズへの対応を目的としたソフト事業などを支援します。

補助対象	補助金			補助要件等
	補助率	限度額	期間	
商店街が行うもの	店舗改装費	500万円	-	・中小企業診断士の指導が必要 ・下記のいずれかに該当する店舗 a 地域コミュニティの拠点機能を有する b 少子高齢化に対応する機能を有する c 生鮮食料品の複合店舗への転換 d 新事業または新業種への転換
	空き店舗借上料	100万円/年	2年間	
	事業推進費	100万円 200万円(特認)		
個店が行うもの	店舗改装費	250万円	-	
	空き店舗借上料	100万円/年	2年間	

## ◆商業活性化アドバイザー派遣制度

対象 市内全域の商店街および個店

商業者の皆さんが抱えるさまざまな課題の解決に向けて、ご相談内容に即した  
アドバイザーを派遣します。

支援内容	回数・費用
・経営全般 ・イベント企画 ・IT活用 ・広報戦略 など	・1事業者あたり4回、計8時間まで ・アドバイザーへの謝金・旅費は市が負担 (その他の費用が生じた場合は申込者が負担)